

4 暴力団排除活動の現状

(1) 行政対象暴力対策の推進

近年、暴力団等又は右翼が、不正な利益を得る目的で、地方公共団体等の行政機関又はその職員を対象として行う違法又は不当な行為（以下「行政対象暴力」という。）が一段と顕著に見られるようになった。

警察庁、全国暴力追放運動推進センター（以下「全国センター」という。）及び日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会は、本年1月から2月にかけて、暴力団等の反社会的勢力による行政に対する不当要求等の実態、これに対する行政側の対応、行政からの警察等に対する要望等を把握するため、都道府県、市及び特別区の745自治体を対象にアンケート調査を実施した。その結果、そのうち630自治体から回答があり、暴力団等の反社会的勢力が行政機関に対し、執拗に不当要求等を行っている実態等が明らかになった。

これを踏まえて、警察では、行政対象暴力を徹底して排除するため、警察内部の部門間の連携を図りながら、実態把握の徹底、行政機関との連携強化、行政対象暴力事案の取締りの強化等を柱とする諸対策を推進しているところである。

【事例1】行政対象暴力の排除に関する協定の締結（千葉）

千葉県警察は、6月、県、県弁護士会及び県暴力追放運動推進センターと連携して、全国で初めて四者による行政対象暴力の排除に関する協定を締結した。これに伴い、警察では、刑事部長を長とし、関係各課で構成する千葉県警察行政対象暴力対策本部を設置し、県では、千葉県行政対象暴力対策委員会設置要綱を策定し、総務部長を長とする千葉県行政対象暴力対策委員会を設置するなど、行政対象暴力に対する組織対応を強化した。

【事例2】行政対象暴力に対する関係省庁等連絡会議の開催（警察庁）

7月、国の行政機関は、上記の出先機関等を対象としたアンケート調査の結果を踏まえ、行政対象暴力の未然防止と排除の徹底を図ることを目的に「行政対象暴力に対する関係省庁等連絡会議」（警察庁主催）を開催し、関係省庁等が連携しながら、一体となって行政対象暴力の未然防止と排除の徹底を図ることなどを申し合わせた。

【事例3】県内全自治体において不当要求行為等防止対策要綱を制定（愛媛）

愛媛県警察は、県内自治体に対し、「不当要求行為等対策要綱」の制定、対策委員会の設置等を積極的に働きかけた結果、9月、愛媛県及び県下69市町村全てにおいて対策要綱が策定されるなどして、自治体から暴力団等による不当要求行為等を排除するシステムが構築された。

(2) 民事訴訟支援等の推進状況

警察では、都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センター」という。）、弁護士会等と連携し、暴力団員が行う違法・不当な行為の被害者による当該暴力団員への損害賠償請求訴訟や、暴力団組事務所の明渡し又は使用差止請求訴訟等について、必要な支援を行っている。

【事例】対立抗争時における不法行為に対する指定暴力団代表者の使用者責任の認容（京都）

平成7年8月、五代目山口組傘下組織と四代目会津小鉄傘下組織の対立抗争事件の発生に伴い、組事務所周辺において警戒勤務中であった警察官が、山口組傘下組織組員から四代目会津小鉄傘下組織組員に誤認されて殺害された事案に関して被害者の遺族が提起した損害賠償請求訴訟について、京都府警察等では、弁護団の検討会への参加、訴訟追行上必要な情報の提供、警察官の証人出廷、保護対策の実施など本件民事訴訟を全面的に支援した結果、10月、大阪高等裁判所は、五代目山口組組長の使用者責任を認容し、実行行為者等とともに1審原告に約8,020万円を支払うよう命じる判決を下した（最高裁判所に上告中）。

(3) 各種業及び公共事業からの暴力団排除の状況

警察では、暴力団の資金源を遮断するため、国及び地方公共団体と連携して、産業廃棄物処理業、建設業、警備業等の各種業からの暴力団排除活動を推進している。

また、国及び地方公共団体と連携して、公共事業の請負業者から暴力団又は暴力団利用業者を排除するなど、公共事業からの暴力団排除活動も積極的に推進している。

【事例1】暴力団組長が事業活動を支配する産業廃棄物処理業者の排除（静岡）

静岡県警察は、静岡県知事及び静岡市長から産業廃棄物収集・運搬業の許可を受けている会社について、長期に亘る調査、関係県警察との情報交換等により、極東桜井總家連合会傘下組織組長が同社の事業活動を支配していることを立証し、静岡県知事及び静岡市長に対して警察本部長による意見陳述を行った結果、9月に静岡県知事、11月に静岡市長が、それぞれ同社の産業廃棄物収集・運搬業の許可を取り消した。

【事例2】暴力団員が代表を務める会社の建設業の許可申請を拒否した事例（千葉）

千葉県警察は、千葉県から、建設業許可を申請している会社について照会を受けて調査したところ、稲川会傘下組織幹部が同社の代表取締役役に就任しており、また、同社には許可申請書に記載されているような営業実態が全くない事実が判明したことから、2月、県に対しその旨を回答したところ、県は、建設業法第7条第3号の「請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者」に該当するとして行政指導を行い、同社は建設業許可申請を取下げた。

【事例3】建設工事暴力団対策要綱に基づき暴力団組長の還暦祝に出席した建設業者を指名除外処分とした事例（長崎）

平成14年11月、長崎県のホテルで開催された二代目福博会傘下組織組長の還暦祝いに、同県の10の入札参加資格業者が出席している事実が確認されたことから、長崎県警察は、長崎県建設工事暴力団対策要綱の措置要件にある「密接な交際を有する」場合に該当すると判断して、その旨を同県に対して通報したところ、平成15年1月、県は、上記還暦祝いの発起人となっていた3業者を指名除外6ヶ月間、祝宴に出席した他の7業者を指名除外2ヶ月間とした。

(4) 暴力団関係相談受理状況

平成15年中に警察及び都道府県センターに寄せられた暴力団員による不当な行為に係る相談の受理件数は4万12件（警察：2万3,202件、センター：1万6,810件）であった。

相談の内容別については、暴力団対策法第9条各号に関する相談が1万189件で最も多く、全相談受理件数の25.5%を占めており、さらにその内訳を見ると、因縁をつけての金品等要求行為が2,470件（24.2%）で最も多く、次いで不当寄付金要求行為が2,341件（23.0%）、不当債権取立行為が1,593件（15.6%）の順になっている。

(5) 弁護士会等との連携状況

変貌する民事介入暴力事案に迅速、的確に対応するため、警察庁では、日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会及び全国センターと、また都道府県警察では、都道府県の単位弁護士会及び都道府県センターとの間に「民暴研究会」を設置し、三者の緊密な連携の下、暴力団員を相手方とする民事訴訟支援等の民事介入暴力対策に取り組んでいる。

【事例】警察、都道府県センター及び弁護士会の三者の連携により、組事務所等の動産を差押えて、競売を実施した事例（千葉）

千葉県警察は、建物所有者による稲川会傘下組織組事務所の明け渡し及び未払い家賃の支払いを求める訴訟について、県弁護士会及び県暴力追放運動推進センターと連携チームを編制して、民事訴訟支援を行っていたところであるが、一審で勝訴判決を得たことから、訴訟代理人である弁護士は、1月、同組事務所や組長の自宅等の関係箇所における動産を差押えて競売を実施し、暴力団側に落札させた結果、未払い家賃の一部を回収することに成功した。

なお、10月、東京高裁において、事務所の明け渡し及び被告による和解金の支払いを内容とする、原告側実質勝利の和解が成立した。